

鹿屋市立吾平小学校創立 150 周年記念事業実行委員会 規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「鹿屋市立吾平小学校創立 150 周年記念事業実行委員会」(以下「実行委員会」という。)と称し、事務局を本校におく。

(目的)

第2条 実行委員会は、吾平小学校(児童・教職員・PTA 会員)及び地域住民が一体となって、吾平小学校の創立 150 周年を記念する事業(以下「創立記念事業」という。)を推進するとともに、教育活動並びに地域貢献・振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業等を行う。

- (1) 記念式典
- (2) 記念事業
- (3) 記念誌作成
- (4) 総務
- (5) その他、実行委員会が必要と認めたもの

2 事業内容の構成は、実行委員会で企画し運営することができる。

(組織)

第4条 実行委員会は、吾平小学校 PTA 会員及び目的に賛同する者をもって組織する。

- 2 実行委員会には各部会を設置し、副実行委員長を各部会の責任者とする。
- 3 組織図は別紙とする。
- 4 委員の途中加入や脱退は本人の意思により可能とする。

(役員及び任期)

第5条 本会に総務部を中心とし、次の役員をおき役員会を構成する。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監事 若干名
- (5) 顧問 若干名

- 2 役員は委員の中から実行委員会において選出する。
- 3 役員の任期は、選出された日から当該記念事業が終了するまでの間とする。
- 4 欠員が生じた場合は、速やかに後任を選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 実行委員長は、会務を統括する。

- 2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、事故あるときはその仕事を代行する。
また、各部会を統括する。
- 3 事務局長は、会務の議事作成及び会計処理を統括する。
- 4 副実行委員長は事業の運営を統括する。
- 5 監事は、事業及び会計監査を行う。
- 6 顧問は、実行委員長の要請に応じ運営に参画する。

第7条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 実行委員会
 - (2) 企画運営委員会
 - (3) 部会
- 2 会議は、いずれも構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決することとする。

(実行委員会)

第8条 実行委員会は、必要に応じて実行委員長が召集し、次の事項を審議し決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃
 - (2) 事業計画及び予算の承認
 - (3) 事業実績及び決算の承認
 - (4) その他、実行委員会運営に必要な事項
- 2 決定した事項については、必要に応じて、吾平小学校 PTA 運営委員会に報告する。

(企画運営委員会)

第9条 企画運営委員会は、必要に応じて実行委員長が召集し、実行委員会の運営に関する事項を協議する。

- 2 企画運営委員は、実行委員長、実行副委員長、事務局長、学校職員をもって構成する。
- 3 事業計画及び予算に関する軽微な変更については、実行委員会にかわり審議し決定する。

(部会の構成等)

第10条 実行委員会に次の部会をおき、事業の企画・運営を行う。

- (1) 記念式典部会
 - (2) 記念事業部会
 - (3) 記念誌作成部会
 - (4) 総務部会
 - (5) その他、実行委員会が必要と認めた部会
- 2 各部会に必要な部員をおく。部員の委嘱については、役員会において行う。
- 3 各部会は、必要に応じて担当の副実行委員長が召集する。

(会 計)

- 第 11 条 実行委員会の経費は, PTA 積立金, 寄付金, 交付金及びその他の収入をもってあてる。
- 2 本会の会計年度は, 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
ただし, 初年度については, 本会設立日から直近の 3 月 31 日までとする。
 - 3 本会の繰越金等の会計処分については, 実行委員会で審議の上, 吾平小学校 PTA 運営委員会に報告し処理することとする。

附 則

この規約は, 鹿屋市立吾平小学校創立記念事業実行委員会の設立の日、令和 3 年 1 月 19 日から施行する。

本会の所在及び事務局を〒893-1103 鹿児島県鹿屋市吾平町麓 3630 番地におく。